

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月28日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第18号

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

墨田区国民健康保険条例（昭和34年墨田区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1号中「100分の6.02」を「100分の6.30」に改め、同条第2号中「3万600円」を「3万2,400円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.34」を「100分の2.17」に、「100分の57」を「100分の56」に改め、同条第2号中「100分の43」を「100分の44」に改める。

第15条の16中「14万円」を「16万円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の1.76」を「100分の1.77」に改め、同条第2号中「1万5,000円」を「1万5,300円」に改める。

第16条の5中「12万円」を「14万円」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同条第1号イ中「2万1,420円」を「2万2,680円」に改め、同号ハ中「1万500円」を「1万710円」に改め、同条第2号中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同号イ中「1万5,300円」を「1万6,200円」に改め、同号ハ中「7,500円」を「7,650円」に改め、同条第3号中「35万円」を「45万円」に改め、同号イ中「6,120円」を「6,480円」に改め、同号ハ中「3,000円」を「3,060円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第16条の5及び第19条の2の規定は、平成26年度分の保険料から適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。